



平成29年9月19日

岡山市消費生活センター

台風の後には「屋根の無料点検」に注意！

相談事例：

- 屋根瓦の無料点検に来た業者に勧められ床下補強工事をした。工事内容が代金に見合っていない気がする。騙されたのか。
- 親が訪問業者に屋根が変形していると言われ、高額なリフォーム工事の契約をした。必要がないと思われるがキャンセル可能か。
- 昨日、屋根の点検を無料でしますと自宅に電話があった。不審に思うがこの会社は実在するのか。



※消費者庁イラスト集より
※(独)国民生活センターHPより抜粋



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- 「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、その場で契約を結ばせる、屋根工事に関する相談が後を絶ちません。一度契約すると次々と別の契約を迫られるケースもあります。安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- 事例の他にも、「今なら通常料金の〇割引」などと契約をせかされたり、長時間居座られて勧誘される等のケースもあります。「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約してはいけません。必要ない場合は、きっぱり断ることが大切です。
- 「瓦が浮いている」などの説明が事実ではない場合もあります。決してその場では契約せず、相手の言うことが事実なのか、必要な工事かどうかなどを、家族や周囲の人に相談しましょう。
- 契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分